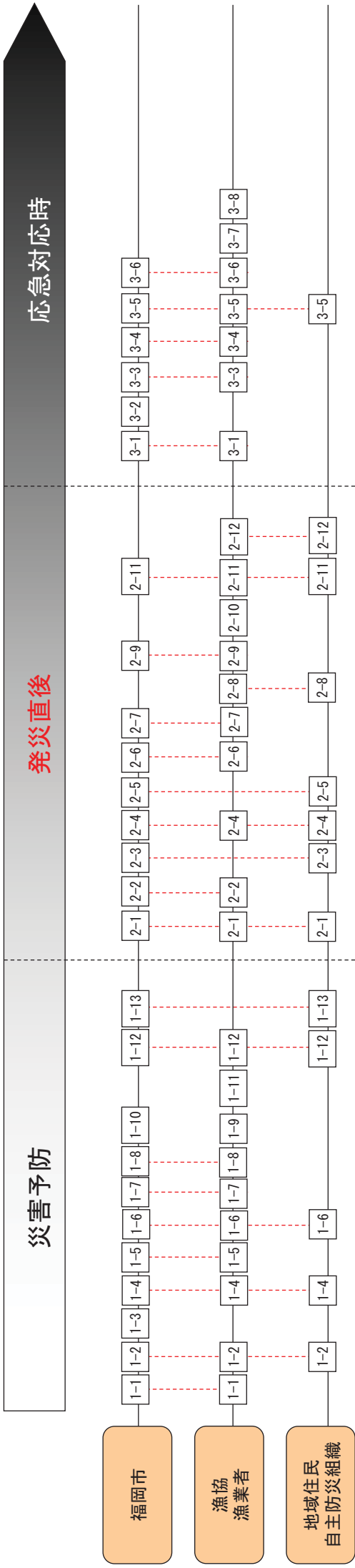


玄界島地区(福岡県) 減災計画(案)



- | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------------|
| 1-1 安全な避難場所・避難路の確保 | 2-1 情報収集・伝達 | 3-1 緊急輸送ルート確保 |
| 1-2 緊急時の連絡体制の構築 | 2-2 職員・人員の参集 | 3-2 公共インフラの応急復旧 |
| 1-3 ハザードマップのレベルアップ | 2-3 一時避難場所の確保 | 3-3 水産基盤施設の応急復旧 |
| 1-4 避難行動のルールづくり | 2-4 避難勧告・誘導 | 3-4 漂流物・瓦礫処理の手配 |
| 1-5 発災時対応の人員確保 | 2-5 公共インフラの被災状況の確認 | 3-5 緊急物資の搬入 |
| 1-6 事前の啓発・普及・訓練 | 2-6 水産基盤施設の被災状況の確認 | 3-6 漂流物の撤去・拡散防止 |
| 1-7 緊急時の協力依頼先の確保 | 2-7 関係機関への支援要請 | 3-7 漁船・漁具等の損傷部品の調達・修理 |
| 1-8 水産基盤施設の日常点検 | 2-8 避難場所への避難 | 3-8 保険金の申請 |
| 1-9 漁船・漁具等の日常点検 | 2-9 漂流物の滞留の有無確認 | |
| 1-10 漁港施設の耐震化 | 2-10 漁船・漁具等の損傷の有無確認 | |
| 1-11 損害保険への加入 | 2-11 災害時要援護者の避難支援 | |
| 1-12 災害時要援護者の支援体制の構築 | 2-12 ガスの閉栓 | |
| 1-13 非常用備品の準備・点検 | | |

：主体間の連携を示す

災害予防	発災直後	応急対応時
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 情報収集・伝達	3-1 緊急輸送ルート確保
1-2 緊急時の連絡体制構築	2-2 職員・人員の参集	3-2 公共インフラの応急復旧
1-3 ハザードマップのレベルアップ	2-3 一時避難場所確保	3-3 水産基盤施設の応急復旧
1-4 避難行動のルールづくり	2-4 避難勧告・誘導	3-4 漂流物・瓦礫処理手配
1-5 発災時対応の人員確保	2-5 公共インフラの被災状況確認	3-5 緊急物資の搬入
1-6 事前の啓発・普及・訓練	2-6 水産基盤施設の被災状況確認	3-6 漂流物の撤去・拡散防止
1-7 緊急時の協力依頼先確保	2-7 関係機関への支援要請	
1-8 水産基盤施設の日常点検	2-9 漂流物の滞留の有無確認	
1-10 漁港施設の耐震化	2-11 災害時要援護者の避難支援	
1-12 災害時要援護者の支援体制構築		
1-13 非常用備品の準備・点検		

災害予防

発災直後

応急対応時

項目	内容	関連主体
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	・福岡市は漁協と協議の上、津波に対する避難海域を設定し周知します。	福岡市 漁協・漁業者
1-2 緊急時の連絡体制の構築	・福岡市は、地域防災計画に準じて漁業協同組合等の関係機関まで含めた緊急時の連絡体制の構築を行います。 ※後載の“緊急時の連絡体制”を参照	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-3 ハザードマップのレベルアップ	・本県沿岸ではこれまでに大きな津波は発生しておらず、今後も高い津波は到達しにくいと考えられていますが、玄界灘の活断層の活動により津波が発生する可能性は皆無とは言えず、そのため避難訓練や津波浸水シミュレーション等を踏まえて、必要に応じてハザードマップを見直していきます。 ※後載の“減災イラストマップ”を参照	福岡市
1-4 避難行動のルールづくり	・福岡市は漁協や自主防災組織等と協議の上、本地区における漁業者ならびに地域住民向けの避難行動の基本ルールを定めます。 ・福岡市は同ルールに則った実践の結果、うまくいかなければ関連主体と協議を重ねながら、ルールを見直すことを検討します。 ※後載の“避難行動の基本ルール”を参照	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-5 発災時対応の人員確保	・福岡市の職員は、自身の生命・安全第一を前提として自主参集に努めます。震度5弱以上の地震が発生した際には、全職員が予め指定された場所に参集します。 ・福岡市は、全国社会福祉協議会*との連携を図り、大規模災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握を行います。 * 全国社会福祉協議会 (http://www.shakyo.or.jp/index.htm) 福岡県社会福祉協議会 092-584-3377 福岡市社会福祉協議会 092-751-1121	福岡市 漁協・漁業者
1-6 事前の啓発・普及・訓練	・福岡市は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路等を明記した防災マップ(減災イラストマップ)の掲示・配布、あるいは広報紙、ポスターやパンフレット等の配布により積極的に周知します。 ・福岡市は、漁協や自主防災組織等と十分連携をとりつつ、地震・津波を想定した避難訓練を年に1回(3/20)実施します。 ・福岡市は、平成17年度から開講している「博多あんぜんあんしん塾」を引き続き行い、特に女性の参画を推進します。	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防

1-7	緊急時の協力依頼先の確保	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は、有事に備えて自衛隊の要請方法、受入体制や消防機関等との協力体制を確立しておくなど、緊急時の協力関係を築いて減災計画の中でルール化を行います。 	福岡市 漁協・漁業者
1-8	水産基盤施設の日常点検	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は漁協と連携しながら、発災時の海路の確保、被災後の漁業活動の早期再開のため、岸壁等の基本施設ほか水産機能施設等の点検を日頃から定期的に行います。 福岡市は、いつ来るか分からない震災に備え、漁港台帳の更新を行うなど、管理する諸施設の情報を整理しておきます。 	福岡市 漁協・漁業者
1-10	漁港施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は、必要に応じて漁港施設の耐震化等について検討を行います。 	福岡市
1-12	災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は要援護者の救護等に備え、漁協や自主防災組織等と連携しながら状況の把握を行うほか、情報伝達方法、避難対策について整備を行います。特に、高齢者が高台の避難場所に避難することの困難を考慮し、高齢者向けの避難ルールを策定します。 福岡市は、要援護者に対して防火訪問などを通じて防災意識の向上を図るとともに、地域住民には防災講習会等を通じて要援護者への配慮について啓発していきます。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-13	非常用備品の準備・点検	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は平常時から食料や日用品等の物資を購入し、公的備蓄として倉庫等に保管して災害に備えます。 	福岡市 住民・自主防

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織



項目	内容	関連主体
2-1 情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は、事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集および伝達を行います。 ※後載の“緊急時の連絡体制”を参照 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-2 職員・人員の参集	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市の職員は、事前に構築した配備態勢および参集体制にしたがって迅速な人員配備・参集を図ります。 	福岡市 漁協・漁業者
2-3 一時避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は自主防災組織等の関係者と連携しながら、一時避難場所の点検作業等を行い、無事を確認した後に避難場所として開放します。 福岡市は、仮に地域が孤立した際にも避難場所の入口を開錠できるよう、自主防災組織等との間で鍵の保管責任者等について事前に協議し決めておきます。 	福岡市 住民・自主防
2-4 避難勧告・誘導	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は避難の必要性が生じた場合、漁協や自主防災組織等と連携しながら、主に防災無線により避難勧告ならびに誘導を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-5 公共インフラの被災状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は自主防災組織等と連携しながら、道路の破損・決壊状況等について点検作業を行い、通行が危険と認められる場合には交通規制を行います。 	福岡市 住民・自主防
2-6 水産基盤施設の被災状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は漁協・漁業者と連携しながら、岸壁、臨港道路等の漁港施設について点検作業を行い、施設の使用において危険が伴うと判断した場合には規制を行います。 	福岡市 漁協・漁業者
2-7 関係機関への支援要請	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は漁協と連携しながら、事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、消防・警察、海上保安部等への支援要請を行います。 	福岡市 漁協・漁業者
2-9 漂流物の滞留の有無確認	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は漁協・漁業者と連携しながら、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船・漁具等が漂流物となって海上に滞留していないか速やかに確認します。 	福岡市 漁協・漁業者
2-11 災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は事前に構築した手段・方法に基づいて、漁協や自主防災組織と連携しながら地域ぐるみで災害時要援護者の避難支援を行います。 福岡市は、地理感覚に乏しい来訪者が集まる玄界漁港周辺では関係者（自主防）と連携しながら避難誘導を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防

福岡市

漁協・漁業者

地域住民・自主防災組織

災害予防

発災直後

応急対応時

項目		内容	関連主体
3-1	緊急輸送ルートの確保	<ul style="list-style-type: none"> 福岡市は漁協と連携しながら、緊急避難や緊急物資輸送のためのルートについて可能な限り多く確保します。 海路：玄界漁港 空路：玄界漁港内の用地にヘリポートを指定 	福岡市 漁協・漁業者
3-2	公共インフラの応急復旧	福岡市は漁協と連携しながら、道路および橋梁に損壊または障害がある場合に応急復旧工事や障害物の除去等を行い、緊急物資輸送のためのルートを一刻も早く確保します。	福岡市
3-3	水産基盤施設の応急復旧	福岡市は漁協・漁業者と連携しながら、玄界漁港および周辺海域に損壊または障害がある場合に応急復旧工事や障害物の除去等を行い、水産基盤施設の復旧ならびに緊急避難や緊急物資輸送のためのルートを一刻も早く確保します。	福岡市 漁協・漁業者
3-4	漂流物・瓦礫処理の手配	福岡市は漁協と連携しながら、災害時に発生する一般廃棄物等の応急的処理を実施します。状況に応じて、本市近郊市町との相互協力のもとに実施します。	福岡市 漁協・漁業者
3-5	緊急物資の搬入	福岡市は、緊急物資輸送のためのルートを通じて緊急物資を搬入します。物資の搬入は自衛隊等が中心となりますが、福岡市や漁協・漁業者、また地域住民や自主防災組織も共助の精神で連携して行います。	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
3-6	漂流物の撤去・拡散防止	福岡市は、漁協・漁業者では対応が困難な漂流物の撤去・拡散防止作業について支援を行います。	福岡市 漁協・漁業者

災害予防	発災直後	応急対応時
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 情報収集・伝達	3-1 緊急輸送ルート確保
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	2-1 情報収集・伝達	3-1 緊急輸送ルート確保
1-2 緊急時の連絡体制構築	2-2 職員・人員の参集	3-3 水産基盤施設の応急復旧
1-4 避難行動のルールづくり	2-4 避難勧告・誘導	3-4 漂流物・瓦礫処理の手配
1-5 発災時対応の人員確保	2-6 水産基盤施設の被災状況の確認	3-5 緊急物資の搬入
1-6 事前の啓発・普及・訓練	2-7 関係機関への支援要請	3-6 漂流物の撤去・拡散防止
1-7 緊急時の協力依頼先の確保	2-8 避難場所への避難	3-7 漁船・漁具等の損傷部品の調達・修理
1-8 水産基盤施設の日常点検	2-9 漂流物の滞留の有無確認	3-8 保険金の申請
1-9 漁船・漁具等の日常点検	2-10 漁船・漁具等の損傷の有無確認	
1-11 損害保険への加入	2-11 災害時要援護者の避難支援	
1-12 災害時要援護者の支援体制構築	2-12 火災への対応	

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織



項目	内容	関連主体
1-1 安全な避難場所・避難路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は福岡市と協議の上、津波に対する避難海域を設定し周知します。 	福岡市 漁協・漁業者
1-2 緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、福岡市からの情報収集、漁業無線や携帯電話等による陸上・海上の漁業者に対する情報伝達等、関係機関と連携しながら緊急時の連絡体制を構築します。 ・漁業者は無線等を通じて情報収集・伝達することを基本としますが、震災発生直後は固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなるという過去の事例を踏まえ、携帯電話のメールや災害用伝言ダイヤル（171）*の利用を検討します。 <p>※後載の“緊急時の連絡体制”を参照 * http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html</p>	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-4 避難行動のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は、福岡市や自主防災組織等と協議の上、本地区における漁業者ならびに地域住民向けの避難行動の基本ルールを定めます。 ・同ルールに則った実践の結果、うまくいかなければ関連主体間で協議を重ねながら、ルールを見直すことを検討します。 <p>※後載の“避難行動の基本ルール”を参照</p>	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-5 発災時対応の人員確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協の職員は、自身の生命・安全第一を前提として自主参集に努めます。 	福岡市 漁協・漁業者
1-6 事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、福岡市や自主防災組織等と十分連携をとりつつ、地震・津波を想定した避難訓練を年に1回（3/20）実施します。 ・漁業者や地域住民は、福岡市等が主催する防災に係る活動に自発的に参加し災害に対する知識を積極的に習得し自助に取り組みます。 ・漁協・漁業者や地域住民・自主防災組織は、来訪者を避難場所および避難海域に誘導するよう普段から心がけます。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-7 緊急時の協力依頼先の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協（玄界島支所）は、有事に備えて本所を含め近隣の支所と災害時における協力関係（復旧期における給油・給水・給氷などの相互協力など）を築きます。 <p style="text-align: center;">福岡市漁業協同組合本部 092-734-0527</p>	福岡市 漁協・漁業者

1-8	水産基盤施設の 日常点検	・漁協は福岡市と連携しながら、発災時の海路の確保、被災後の漁業活動の早期再開のため、岸壁等の基本施設ほか水産機能施設等の点検を日頃から定期的に行います。	福岡市 漁協・漁業者
1-9	漁船・漁具等の日 常点検	・漁協・漁業者は、津波来襲時に漁船・漁具等が漂流物となることを防止するため、日常的な点検および対策（漁船の増し係留、漁具の整理など）を行います。また、修理用資機材の調達先のリスト化等を行います。	漁協・漁業者
1-11	損害保険への加 入	・漁協・漁業者は、地震や津波により漁船が被害を受ける可能性があることから、事前に漁船保険への加入を検討します。 【参考】漁船保険中央会 (http://www.ghn.or.jp/)	漁協・漁業者
1-12	災害時要援護者 の支援体制の構 築	・漁協は福岡市や自主防災組織等と連携しながら、状況の把握を行うほか、情報伝達方法、避難対策について整備を行います。	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織



項目		内容	関連主体
2-1	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集および伝達を行います。 ・漁業者は誤った情報に左右されないために、基本的に災害に関する情報は気象機関および市や県から伝達される情報を、また避難行動などに関する情報は市や県から伝達される情報に従うようにします。 ※後載の“緊急時の連絡体制”を参照	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-2	職員・人員の参集	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協の職員は、事前に構築した配備態勢および参集体制にしたがって迅速な人員配備・参集を図ります。 	福岡市 漁協・漁業者
2-4	避難勧告・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は福岡市や自主防災組織等と連携しながら、地理に不案内な来訪者等に対し、冷静かつ的確な避難誘導を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-6	水産基盤施設の被災状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は福岡市と連携しながら、岸壁、臨港道路等の漁港施設について点検作業を行い、施設の使用において危険が伴うと判断した場合には規制を行います。 	福岡市 漁協・漁業者
2-7	関係機関への支援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は、事前に減災計画の中で定めたルールに基づいて、緊急避難、緊急救援・救助活動に係る支援要請を行います。 	福岡市 漁協・漁業者
2-8	避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は避難行動の基本ルールにしたがって、各自が自主的に避難します。避難は冷静かつ迅速に行うのが重要ですが、来訪者等土地感覚に乏しい人への配慮も忘れないようにします。 ※後載の“避難行動の基本ルール”を参照	漁協・漁業者 住民・自主防
2-9	漂流物の滞留の有無確認	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は福岡市と連携しながら、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船・漁具等が漂流物となって海上に滞留していないか速やかに確認します。 	福岡市 漁協・漁業者
2-10	漁船・漁具等の損傷の有無確認	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は、津波の危険性がないことを確認した上で、漁船や漁具等の損傷確認を行います。 	漁協・漁業者
2-11	災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、地理感覚に乏しい来訪者が集まる玄界漁港周辺で福岡市と連携しながら避難誘導を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-12	火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は自主防災組織等と連携しながら、玄界漁港付近のLPガス庫（各戸にLPガスを供給している）にある元栓を早急に閉めてガス漏れ、火災を防ぎます。 	漁協・漁業者 住民・自主防

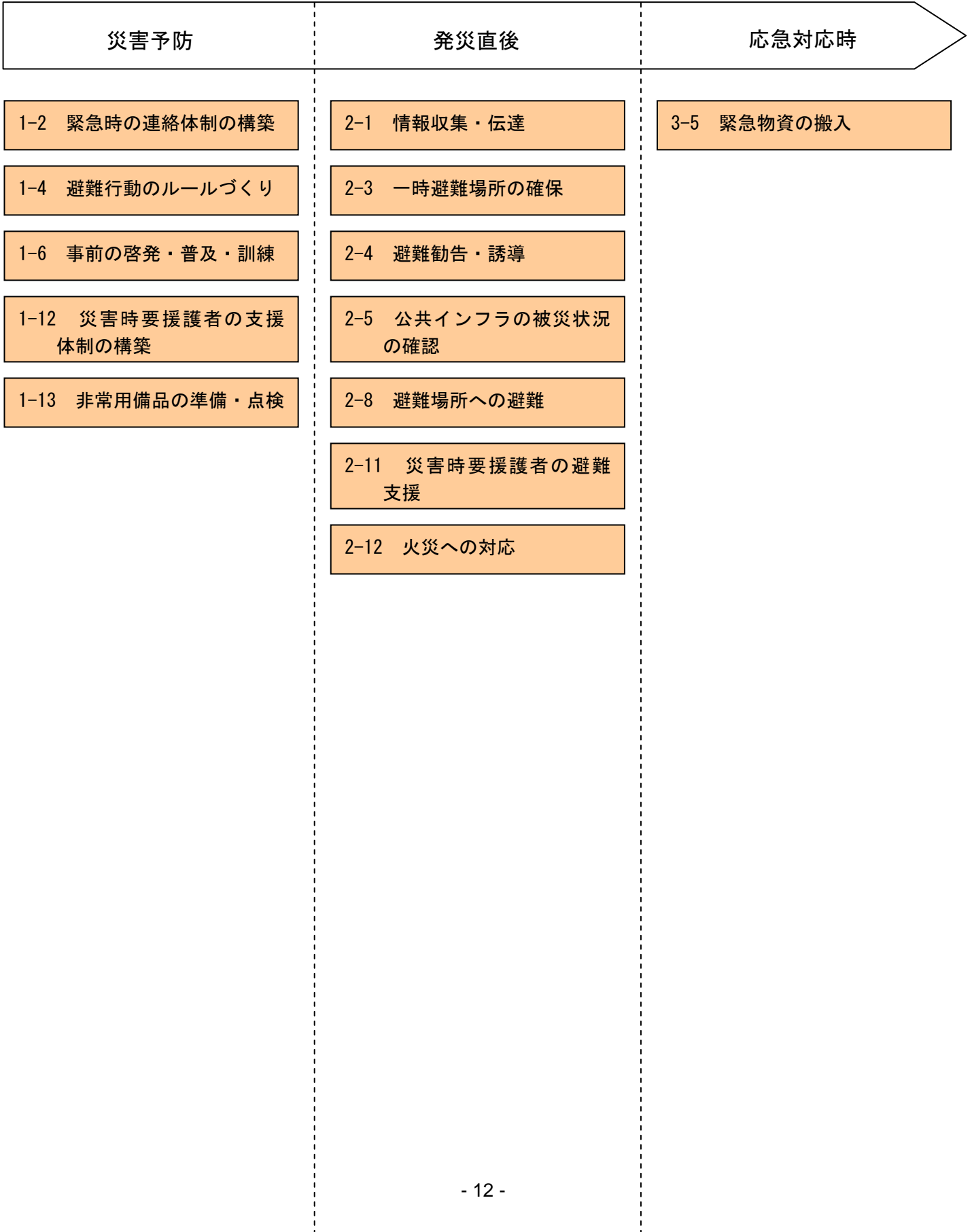
福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織

災害予防	発災直後	応急対応時
------	------	-------

項目	内容	関連主体
3-1 緊急輸送ルート の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は福岡市と連携しながら、緊急避難や緊急物資輸送のためのルートについて可能な限り多く確保します。 ・海路：玄界漁港 ・空路：玄界漁港内の用地にヘリポートを指定 	福岡市 漁協・漁業者
3-3 水産基盤施設の 応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は福岡市と連携しながら、玄界漁港および周辺海域に損壊または障害がある場合に応急復旧工事や障害物の除去等を行い、水産基盤施設の復旧ならびに緊急避難や緊急物資輸送のためのルートを一刻も早く確保します。 	福岡市 漁協・漁業者
3-4 漂流物・瓦礫処理 の手配	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協は福岡市と連携しながら、災害時に発生する漂流物・瓦礫の応急的処理を実施します。状況に応じて、本市近郊市町との相互協力のもとに実施します。 	福岡市 漁協・漁業者
3-5 緊急物資の搬入	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は福岡市が実施する緊急物資の搬入を共助の精神で可能な限り協力します。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
3-6 漂流物の撤去・拡 散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は、福岡市による公助を期待するだけでは時間を要するため、漁具など漁業由来の軽微なものについては、漁船のユニック等を利用して自ら漂流物の撤去作業を行います。 ・漂流物の規模や状況によっては、福岡市またボランティア等に支援要請することとします。 	福岡市 漁協・漁業者
3-7 漁船・漁具等の損 傷部品の調達・修 理	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は、漁船や漁具など損傷が見つかったものについて、事前に作成した調達先リストに基づき部品を調達して修理を行い、漁業生産活動への障害を減らすことに努めます。 	漁協・漁業者
3-8 保険金の申請	<ul style="list-style-type: none"> ・漁協・漁業者は漁船等が被災した場合、事前に保険に加入していれば所定の手続きを経て保険金を申請し、漁業生産活動の早期再開を図ります。 	漁協・漁業者

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織

: 主体間の連携を示す



福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織



項目	内容	関連主体
1-2 緊急時の連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・自主防災組織は、福岡市をはじめ報道機関や消防機関からの情報収集など、関係機関と連携しながら緊急時の連絡体制を構築します。 ・地域住民は防災無線や広報車、またテレビやラジオ等を通じて情報収集・伝達することを基本としますが、震災発生直後は固定電話、携帯電話ともにつながりにくくなるという過去の事例を踏まえ、携帯電話のメールや災害用伝言ダイヤル（171）*の利用を検討します。 <p>※後載の“緊急時の連絡体制”を参照 * http://www.ntt.co.jp/saitai/171.html</p>	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-4 避難行動のルールづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・自主防災組織は、福岡市や漁協等と協議の上、本地区における漁業者ならびに地域住民向けの避難行動の基本ルールを定めます。 ・同ルールに則った実践の結果、うまくいかなければ関連主体間で協議を重ねながら、ルールを見直すことを検討します。 <p>※後載の“避難行動の基本ルール”を参照</p>	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-6 事前の啓発・普及・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は、福岡市や漁協等と十分連携をとりつつ、地震・津波を想定した避難訓練を年に1回（3/20）実施します。 ・地域住民・自主防災組織は、福岡市等が主催する防災に係る活動に自発的に参加し災害に対する知識を積極的に習得し自助に取り組みます。 ・地域住民・自主防災組織は、来訪者を避難場所に誘導するよう普段から心がけます。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
1-12 災害時要援護者の支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は福岡市や漁協等と連携しながら、状況の把握を行うほか、情報伝達方法、避難対策について整備を行います。特に、高齢者が高台の避難場所に避難することの困難を考慮し、高齢者向けの避難ルールを策定します。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防

1-13	非常用備品の準備・点検	<p>・地域住民は、災害に備えて以下に示すような必要最低限の非常用備品を日頃からまとめておくことが肝要です。ラジオや懐中電灯は災害時の必需品であることから、電池を年に一度は点検し、予備の電池も常に新しいものを準備しておきます。</p> <p>【貴重品】 現金、免許証、預金通帳、健康手帳など</p> <p>【非常食品】 かんぱん、缶詰、ミネラルウォーター</p> <p>【応急医療品】 目薬、傷薬、胃腸薬、絆創膏、包帯など</p> <p>【衣類品】 下着、上着、タオル、紙おむつなど</p> <p>【器具類】 トランジスタラジオ、懐中電灯など</p>	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
------	-------------	--	-------------------------

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織



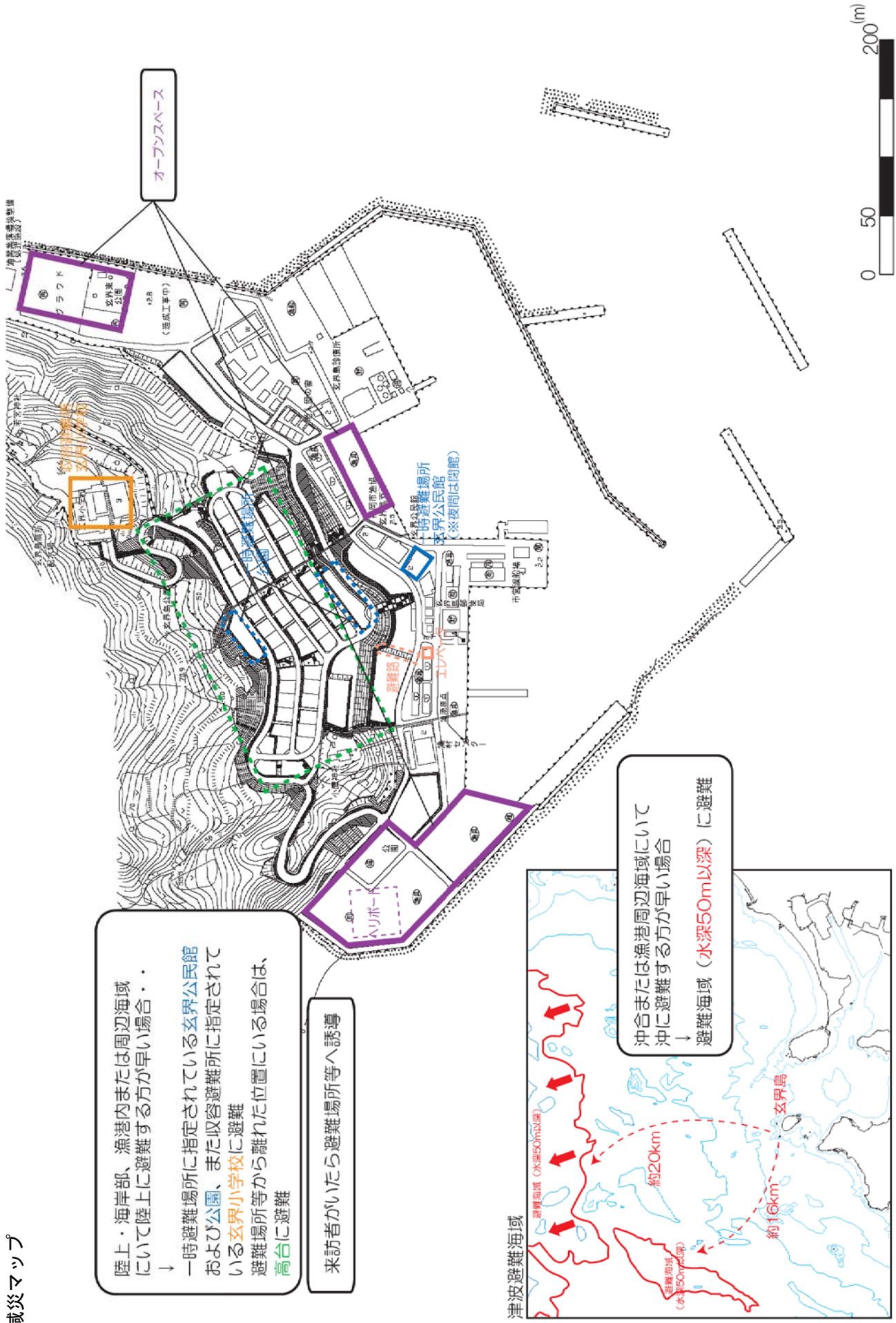
項目		内容	関連主体
2-1	情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・自主防災組織は、事前に構築した緊急時の連絡体制にしたがって、冷静かつ迅速な情報収集および伝達を行います。 ・地域住民は誤った情報に左右されないために、基本的に災害に関する情報は気象機関および市や県から伝達される情報を、また避難行動などに関する情報は市や県から伝達される情報に従うようにします。 ※後載の“緊急時の連絡体制”を参照	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-3	一時避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は福岡市と連携しながら、一時避難場所の点検作業等を行います。 ・自主防災組織は、仮に地域が孤立した際にも避難場所の入口を開錠できるよう、福岡市との間で鍵の保管責任者等について事前に協議し決めておきます。 	福岡市 住民・自主防
2-4	避難勧告・誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民・自主防災組織は福岡市や漁協等と連携しながら、地理に不案内な来訪者等に対し、冷静かつ的確な避難誘導を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-5	公共インフラの被災状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は福岡市と連携しながら、道路の破損・決壊状況等について点検作業を行い、通行が危険と認められる場合には交通規制を行います。 	福岡市 住民・自主防
2-8	避難場所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民は避難行動の基本ルールにしたがって、各自が自主的に避難します。避難は冷静かつ迅速に行うのが重要ですが、来訪者等、土地感覚に乏しい人への配慮も忘れないようにします。 ※後載の“避難行動の基本ルール”を参照	漁協・漁業者 住民・自主防
2-11	災害時要援護者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は事前に構築した手段・方法に基づいて、福岡市や漁協と連携しながら地域ぐるみで災害時要援護者の避難支援を行います。 	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防
2-12	火災への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織は漁協等と連携しながら、玄界漁港付近のLPガス庫（各戸にLPガスを供給している）にある元栓を早急に閉めてガス漏れ、火災を防ぎます。 	漁協・漁業者 住民・自主防

福岡市
漁協・漁業者
地域住民・自主防災組織

災害予防	発災直後	応急対応時
------	------	--------------

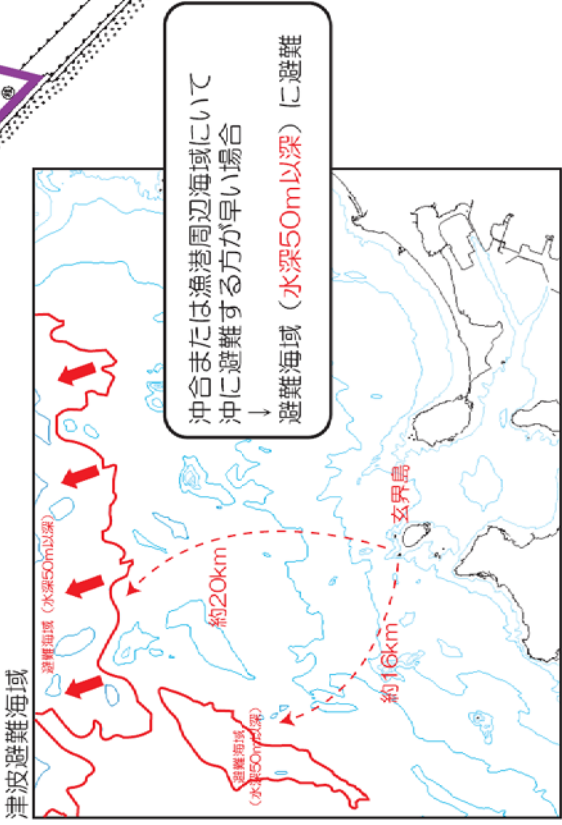
項目	内容	関連主体
3-5 緊急物資の搬入	・地域住民・自主防災組織は、福岡市や漁協等が中心となり連携して実施する緊急物資の搬入を、共助の精神で可能な限り協力します。	福岡市 漁協・漁業者 住民・自主防

減災マップ



陸上・海岸部、漁港内または周辺海域
にいて陸上に避難する方が早い場合・・・
↓
一時避難場所に指定されている玄界公民館
および公園、また収容避難所に指定されて
いる玄界小学校に避難
避難場所等から離れた位置にいる場合は、
高台に避難

来訪者がいたら避難場所等へ誘導



沖合または漁港周辺海域において
沖に避難する方が早い場合
↓
避難海域 (水深50m以深) に避難



通常時

緊急時の連絡体制の構築
 ○自治体→地域防災無線
 ○気象庁→TV・ラジオ
 ○漁協→同報無線
 ○家族→携帯電話・メール
 災害用伝言ダイヤル
 ○他船舶→無線・携帯電話
 など

避難行動のルールづくり
 ○陸域：漁港へ行かず直ちに
 徒歩で避難場所へ避難
 ○海域：まず津波に関する情報
 を入手
 自分の居場所に応じて
 陸域・海域どちらかの
 避難場所へ避難

避難計画の策定・確認
 ○陸域：事前に避難路と避難場
 所を確認。実際に歩く
 などとして予習
 ○海域：事前に避難海域（水深
 50m以上）を確認

取るべき行動

発災直後

情報を収集（自治体・気象庁・漁協・家族間・船舶間）

（福岡市本土への津波到達時間は1時間程度）

陸上の避難場所へ避難
 避難場所から離れた位置にいる場合は
 とにかく高台へ避難

要援護者への対応

水深50m以上の海域へ避難

陸上に逃げる方が早い

海域の場所によって
 陸上と避難海域の
 どちらが早い方に避難

陸域の行動
 海域の行動

避難場所に
 残留・避難

自宅へ戻る

避難海域で待機

港へ戻る

災害が継続
 生活拠点が
 消失

災害が沈静化
 生活拠点が
 無事

津波警報・
 注意報が
 解除されず

津波警報・
 注意報が
 解除

○被災情報
 ○津波情報
 ○安否確認
 などを収集

避難行動の基本ルール

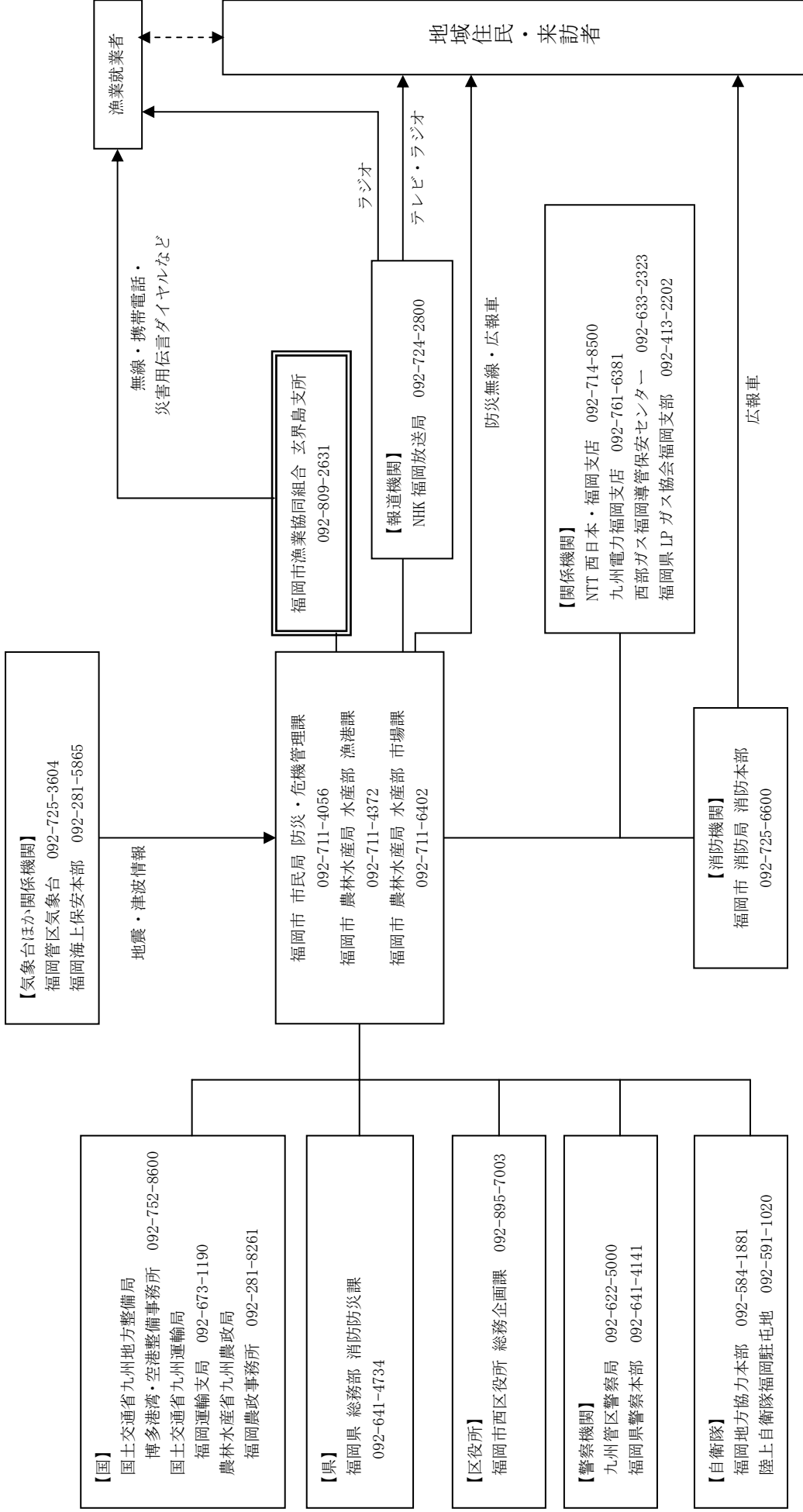
避難行動の基本ルール（陸上）

場所	対象者	避難先	留意事項
陸上・海岸部	陸上の地域住民や就労者、来訪者	一時避難場所 ・玄界公民館 ・公園 ・玄界小学校（収容避難所）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>陸上の地域住民や就労者、来訪者</u>は地震が収まり次第、直ちに左記の避難場所へ徒歩で避難しましょう。 ・<u>海岸部（沿岸部）にいる地域住民や就労者、来訪者</u>は、地震の揺れを感じたら、直ちに陸上にあがり、左記の避難場所へ徒歩で避難しましょう。 ・<u>陸上（自宅等）にいる漁業者</u>は、地震が収まり次第、直ちに左記の避難場所へ徒歩で避難しましょう。 ・<u>岸壁や接岸中の漁船内などにいる漁業者</u>は、地震の揺れを感じたら、直ちに陸上にあがり、左記の避難場所へ徒歩で避難しましょう。 ・避難の際に来訪者がいたら、避難場所へ誘導してあげましょう。 ・漁業者は、津波の危険があるので、決して漁港へ漁船を見に行かないでください。 ・津波の危険があるので、漁船の監視・係留補強・高所引き上げ等の作業は行わないでください。 ・高齢者は玄界小学校への避難は困難のため、途中の公園に集合することとします。
	海岸部（沿岸部）にいる地域住民や就労者、来訪者		
	陸上（自宅等）にいる漁業者		
漁港	岸壁や接岸中の漁船内などにいる漁業者		

避難行動の基本ルール（海上）

場所	対象者	避難先	留意事項
漁港周辺	泊地や漁港周辺で航行・作業中の漁船等	<陸上> 一時避難場所 ・玄界公民館 ・公園 ・玄界小学校（収容避難所）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>泊地内で航行・作業中の漁船</u>は、直ちに着岸・係留作業を行って陸上にあがり、左記の避難場所へ徒歩で避難しましょう。 ・<u>漁港周辺で航行・作業中の漁船</u>は、自分の居場所に応じて陸上の避難場所あるいは避難海域（概ね水深 50m 以深）に避難しましょう。 ・<u>沖合で操業・航行中の漁船</u>は、直ちに避難海域（概ね水深 50m 以深）に避難しましょう。 ・避難海域に避難した場合に、気象庁から大津波警報（津波高さ 3 m 以上）が出された場合はさらに沖に避難しましょう。 ・津波警報・注意報が解除されるまでは岸や港へ近づかず、海上で待機しましょう。
沖合	沖合で操業・航行中の漁船等	<海域> 避難海域 （水深 50m 以深）	

緊急時の連絡体制



※地域住民同士、家族間の連絡手段は、携帯メールや災害用伝言ダイヤルが有効（固定電話および携帯電話は過去の実績よりつながりにくくなる）

※各主体は、必要に応じて情報伝達を行う